

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社イクヨ			コード	7273				
提出日	2026/1/19	異動（予定）日		2026/1/28					
独立役員届出書の提出理由	2026年1月28日開催予定の臨時株主総会において、取締役1名の選任が付議されるため。								
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	二之湯 智	社外取締役	○													○		有
2	林 哲洋	社外取締役	○													○		有
3	高橋 里沙	社外取締役	○													○		有
4	塩見 直子	社外取締役	○													○	新任	有
5	藤浪 正暁	社外監査役	○													○		有
6	高津 稔	社外監査役	○													○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	二之湯智氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる参議院議員としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社社外取締役就任以降は、独立かつ公正な立場からその職責を適切に果たしており、経営における重要事項の決定及び業務執行の監督等の職務を適切に遂行し、コーポレートガバナンスの強化と取締役会の実効性の向上に寄与することが期待できると判断し選任いたしました。また、社外役員として独立性を有し、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し独立役員に指定いたしました。
2	該当事項はありません。	林哲洋氏は、長年にわたり製造業での技術、経営管理部門を歴任し、大学教授としてもグローバルビジネスや产学連携等に関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社社外取締役就任以降は、独立かつ公正な立場からその職責を適切に果たしており、コーポレートガバナンスの強化のための重要な役割を果たすことで、経営を独立的な立場から適切に監督し、中長期的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し選任いたしました。また、社外役員として独立性を有し、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し独立役員に指定いたしました。
3	該当事項はありません。	高橋里沙氏は、弁護士として第一線で活動し、法曹界における豊富な経験と一般事業会社におけるコンプライアンスオフィサーという立場での経営監督経験を有しております。当社社外取締役就任以降は、独立かつ公正な立場からその職責を適切に果たしており、国内外における法律に関する高度な知識と経験に基づく、経営を独立的な立場から適切に監督し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し選任いたしました。また、社外役員として独立性を有し、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し独立役員に指定いたしました。
4	該当事項はありません。	塩見直子氏は、2010年の弁護士登録以来培われた高度な法律専門知識に加え、民間企業における法務室長として、ビジネスの現場に即した戦略的な法務判断やリスクマネジメントの実践経験を有しております。当社は、持続的な成長に向けたガバナンスの強化と意思決定の質の向上を目指しております。同氏には、女性としての多様な視点と企業実務への深い理解に基づき、独立した客観的な立場から経営の監督機能を担つていただくとともに、攻めと守りの両面から当社の企業価値向上への貢献が期待できると判断し選任いたしました。また、社外役員として独立性を有し、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し独立役員に指定いたしました。
5	該当事項はありません。	藤浪正暁氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士及び税理士として、特に国際取引に係る税務・会計に関する高い専門性を有しております。これらの高い専門性や豊富な知見と経験を踏まえ、適切で実効性のある監督、監視及び助言を適切に遂行いただけるものと判断し選任いたしました。また、社外役員として独立性を有し、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し独立役員に指定いたしました。
6	該当事項はありません。	高津稔氏は、投資運用会社の代表としての豊富な経験とファンドマネージャーとして企業価値・株式価値向上戦略及び財務戦略の分野における知見と実務経験を有しております。これらの資本市場に対する深い知見と実務経験を踏まえ、経営を独立的な立場から適切で実効性のある監督、監視及び助言を適切に遂行いただけるものと判断し選任いたしました。また、社外役員として独立性を有し、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し独立役員に指定いたしました。

## 4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。